

2024年2月5日  
一般財団法人日本情報経済社会推進協会

## JIPDEC トラストド・サービス登録 新規取得企業のお知らせ 株式会社筑波銀行

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下 JIPDEC）は、株式会社筑波銀行（以下 筑波銀行）が電子契約で使用する電子証明書の取り扱いについて厳正な審査を行った結果、登録基準に適合していることを確認したため、「JIPDEC トラストド・サービス登録（電子証明書取扱業務※）」一覧に、新たに登録しました。

### JIPDEC トラストド・サービス登録（電子証明書取扱業務）（筑波銀行）

※「電子証明書取扱業務」とは、組織が認証局から委託を受けて行う「証明書申請業務」、「本人確認業務」、「証明書管理業務」、「利用者管理業務」を指します。  
JIPDEC トラストド・サービス登録（電子証明書取扱業務）の登録範囲

### 筑波銀行ご担当者様のコメント

当行では、2024年2月より、事業性融資および住宅ローンの契約において「電子契約サービス」の取り扱いを開始しております。電子契約で使用する電子証明書は、「電子証明書取扱業務」として適正な手続きのもと、発行処理等を行う必要があります。

このたび、「電子証明書取扱業務」について JTS 登録の審査を受け、お客さまへ安心・安全な電子契約サービスをご提供できることを確認することができました。

### 筑波銀行電子契約サービス

### JIPDEC トラストド・サービス登録（JTS 登録）とは

JIPDEC が、認証局、リモート署名などのトラストサービスの運用、技術、設備等を審査し、その結果を公開する事業です。

#### ・JIPDEC トラストド・サービス登録（JTS 登録）

電子契約サービス等を提供する事業者は、JTS 登録を通じて、利用者へ安心してご利用いただけるサービスであることを対外的にアピールできます。



※よくある質問は[こちら](#)から

### ■ 本件に関するお問い合わせ

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

デジタルトラスト評価センター

[お問い合わせフォーム](#)